

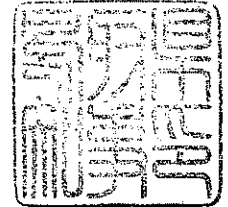


環 第 1 0 4 5 号
平成16年12月28日

都市計画決定権者

鳥取県知事 片山善博 様

鳥取県知事 片山善博



都市計画道路鳥取青谷線環境影響評価準備書に対する知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定に基づく意見は下記のとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 事業実施段階及び供用後において、環境影響評価で予測し得なかった環境に及ぼす影響が生じる事態が発生した場合には、関係機関と協議の上、原因究明のための調査を行うとともに適切な環境保全措置を講じ、必要に応じて環境監視を行うこと。
なお、事業の実施に当たっては、地域住民からの要望・意見等に適切に対応すること。
- (2) 環境影響評価方法書から準備書段階への対象事業実施区域の絞込み及び道路構造の検討に当たり、環境保全上配慮した事項について記載すること。

2 個別的事項

- (1) 自動車騒音について
 - ア 事業実施に当たり、自動車騒音を低減するための遮音壁の設置による景観への影響にも配慮すること。
 - イ 事業実施に当たり、環境基準は満たされているが基準値に近い地域もあることから、より環境影響を低減するために、今後新たな効果的な対策が確認された場合は、積極的に採用すること。
- (2) 日照障害について
事業実施に当たり、地域住民からの意見を考慮し、適切な対策を講じること。
- (3) 低周波域の振動について
事業実施に当たり、情報収集に努め、事業実施後、影響が生じれば適切な対応をすること。

(4) 動物について

ア 県内に広く分布しているものであるが、「レッドデータブックとっとり」で準絶滅危惧種とされているギフチョウへの環境保全措置として掲げられている「幼虫の食草となるカンアオイ属の移植後の調査」のみではギフチョウの利用に不確実性が残る。

このため、事後調査については、移植実施後のカンアオイ属の生育状況だけでなく、ギフチョウの利用状況についてもあわせて確認すること。

イ 事業実施に当たり、カンアオイ属の移植について、事前に適切な移植先があることを確認すること。

ウ 「現在は事業実施区域及びその周辺で営巣していないものの、過去に事業実施区域の周辺で営巣が確認されているミサゴ、オオタカ並びに繁殖期に多くの飛翔が確認されているハチクマについては、工事实施前に繁殖状況調査を実施し、有識者等の意見及び指導を得て、適切な措置を講じる。」(p.9-7-87)とあるが、繁殖状況調査において、繁殖が確認された場合には、繁殖期を避けた施工など適切な措置を講じるとともに、その措置に不確実性があることから、事後調査を実施すること。

(5) 植物について

事業実施に当たり、盛土法面緑化について、有識者、住民等の意見を踏まえ地域在来の植物等の活用による緑化に努めること。

(6) 景観について

事業実施に当たり、盛土による景観への影響について、地域から見た景観等について地域住民へ説明するとともに意見を聴きながら検討すること。

(7) その他

ア アルカリ排水及び濁水について

事業実施に当たり、工事の施行により発生するアルカリ排水及び濁水について、周辺環境への影響を回避、低減するように、必要な対策を講じること。

イ 地下水について

事業実施に当たり、水位の変動等による周辺環境への影響を回避、低減するように、必要な対策を講じること。

ウ その他

事業実施に当たり、鳥取県認定グリーン商品等の環境に配慮した物品の利用を検討し、積極的な使用に努めること。